

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

森町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和6年度～令和10年度

令和6年10月

静岡県 森町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨……………1
2. 計画の目的……………1
3. 基準年度・計画期間・目標年度……………1
4. 対象範囲……………1
5. 対象とする温室効果ガス……………2

第2章 二酸化炭素排出量の削減状況及び削減目標

1. 平成29年度を基準年度とした二酸化炭素排出削減状況……………2
2. 令和5年度の二酸化炭素排出量……………3
3. 要因別の排出状況……………3
4. 削減目標……………4

第3章 目標達成に向けた具体的な取組

1. 基本方針……………4
2. 具体的な取組……………5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………7
2. 点検体制……………8
3. 進捗状況の公表……………8

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さを考えると、環境問題の重要な一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

国は、2020年10月に「2050年のカーボンニュートラル達成」を宣言し、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロという長期目標を目指しています。翌年には地球温暖化対策計画を改定し、政府自ら率先して事務事業に伴い排出される温室効果ガスを2030年度までに50%削減する方針を示しました。

町では、本町の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減について平成31年（2019年）に策定した「森町地球温暖化対策実行計画」に沿って取り組んできましたが、令和5年度（2023年度）末をもって同計画の期間が終了しました。

町では、町民・企業・行政が互いに協力し、引き続きリデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（製品・部品の再利用）・リサイクル（再生資源の利用）といった3Rの推進及びバイオマス資源の循環利用を促進し、地球環境に配慮した循環型社会の形成に努め、新たに温室効果ガス削減目標を盛り込んだ計画を策定します。

2. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に定めることとされている「温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画）」として策定しています。森町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和5年度（2023年度）とし、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、目標年度については、令和10年度（2028年度）とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

*基準年度は、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

4. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象としています。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としていますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請していきます。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
森町役場本館	森町役場別館
森町役場北館	森町立幼稚園
森町立小学校	森町立中学校
森町文化会館	森町総合体育館
森町営グラウンド	森町保健福祉センター
公立森町病院 森町家庭医療センター	歴史民俗資料館

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画では、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち二酸化炭素を対象としています。

*温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、SF₆、NF₃）

第2章 二酸化炭素排出量の削減状況及び削減目標

1. 平成29年度（2017年度）を基準年度とした令和5年度（2023年度）の二酸化炭素排出量削減状況

森町の事務・事業における平成29年度（2017年度）を基準年度とした二酸化炭素総排出削減量と削減率は、下記のとおりとなりました。削減率が基準年度と比較しマイナスとなった要因については、役場関連施設（森町役場北館）の新築に伴う対象施設の拡大及び猛暑による公共施設の冷房等使用に伴う電気使用料、灯油使用料の増加が考えられます。

平成29年度（2017年度）CO₂排出量(基準年度) 1,870,293kg-CO₂ ①

令和5年度（2023年度）CO₂排出量 1,893,870kg-CO₂ ②

CO₂削減量（①-②） $\Delta 23,577\text{kg-CO}_2$

CO₂削減率 $\Delta 1.26\%$

※CO₂排出量＝燃料使用量×排出係数

令和 5 年度（2023年度）CO2排出量は、令和 4 年度（2022年度基準）の係数を用いて算出しています。

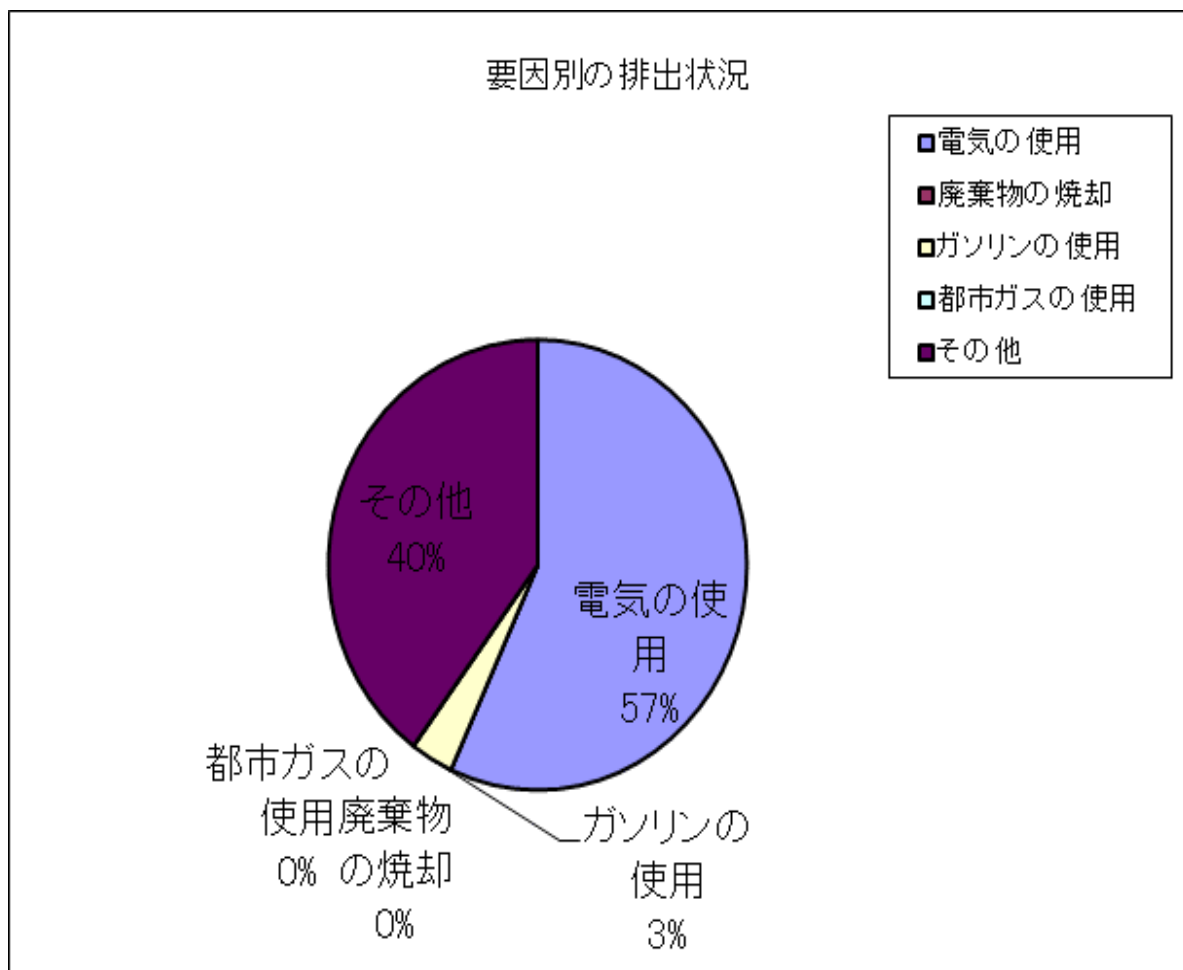
2. 令和 5 年度（2023年度）の二酸化炭素排出量

森町の事務・事業における令和 5 年度（2023年度）の二酸化炭素総排出量は、下表のとおりです。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1, 893, 870kg-CO ₂

3. 要因別の排出状況

令和 5 年度（2023年度）の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の57%を占め、次いでその他の使用が全体の40%（主に灯油）、ガソリンの使用が全体の3%を占めています。



4. 削減目標

本町の事務事業に伴い排出される温室ガスのうち、町が主体となって削減に取り組む「町の施設等における温室ガス効果ガス排出量」について、令和10年度（2028年度）までに基準年度と比べて45%削減することを目指します。

基準年度 平成25年度（2013年度）からの温室効果ガス削減目標

項 目	基準年度	現 状	目 標	
	2013 年度	2023 年度	2028 年度	2030 年度
温室ガス効果 ガス排出量 (kg-CO ₂)	2, 859, 385	1, 893, 870	1, 572, 600	1, 429, 600
基準年度比	—	34%削減	45%削減	50%削減

第3章 目標達成に向けた具体的な取組

1 基本方針

温室効果ガスの排出量削減に向けて、次の基本方針に基づいた取組を推進します。

基本方針1 施設整備や改修における省エネルギー化の拡大と再生可能エネルギーのさらなる導入

本町が所有する建物や設備などの耐用年数や性能を把握し、計画的な改修や適正な管理を行うことで施設運営における省エネルギー化を拡大します。
また、公用車の更新時には、環境性能の高い車両の導入を検討します。

基本方針2 事務事業の見直しによる省エネルギーの推進

職員一人ひとりがカーボンニュートラルの実現に向けた意識を持ち、D X化などによる効率的な事務事業の見直しを主体的に行うことで業務の省エネルギー化を図ります。

基本方針3 脱炭素化に関する最新技術の情報収集と導入の検討

日々、進歩する技術に対する情報を積極的に収集する中で、カーボンニュートラルの実現に向け、最適な時期に導入できるよう調査・研究をします。

2. 具体的な取組

【基本方針1】 施設整備や改修における省エネルギー化の拡大と再生可能エネルギーのさらなる導入

(1) 施設の省エネルギー化

- ① 計画に基づいた施設の改修
 - ・森町公共施設個別施設計画に基づいた、計画的かつ適切な施設管理に努めます。
- ② 老朽化施設における統廃合等の検討
 - ・老朽化した施設については、現在の利用状況や将来的な必要性を検証し、統廃合及び休止を検討します。
- ③ 消費エネルギーを抑えた施設管理
 - ・デマンド監視装置などにより電力や燃料の使用状況などを正確に把握し、消費エネルギーを抑えた管理を実施します。

(2) 設備や機器の省エネルギー化

- ① 計画に基づいた設備や機器の更新
 - ・設備・機器について計画的に更新します。
- ② 効率的な設備や機器の導入
 - ・照明のLED化を推進します。
 - ・エネルギー効率の良好な機器を導入します。
- ③ 効率的な設備運用の推進
 - ・効率的な設備の運用に努めます。
 - ・設備の点検やメンテナンスを適切に行い、早期に不具合を解消しエネルギーロスの削減に努めます。

(3) 公用車の省エネルギー化

- ① 公用車の最適化
 - ・運行記録表により公用車の使用実態を把握します。
 - ・公用車の台数や車種、配置の最適化を図り、効率的な利用を推進します。
- ② 次世代自動車の導入
 - ・公用車の更新は、次世代自動車の導入を含め適正な方法を選択します。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

- ① 太陽光発電設備の導入
 - ・既存の建物については、太陽光発電設備の設置を検討し、可能な限り導入できるよう努めます。
 - ・新築する建物は、可能な限り太陽光発電設備の設置に努めます。
- ② 蓄電池の導入
 - ・太陽光発電を導入した施設は、再生可能エネルギーの有効利用や災害対応力の強化を目指し、蓄電池の導入を推進します。

【基本方針2】 事務事業の見直しによる省エネルギーの推進

(1) 環境に配慮した取組の推進

- ① 働き方改革の推進
 - ・定時退庁による超過勤務の削減やテレワーク実施に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ります。
- ② 職員研修の実施
 - ・カーボンニュートラルの実現に向けた意識向上のための研修会を実施します。
- ③ 環境に配慮したイベントの実施
 - ・イベントで生じるごみの削減や適切な分別に努めます。
 - ・来場者に対し公共交通機関の利用を呼びかけます。また、イベント会場で電動アシスト自転車の普及（森町電動アシスト自転車購入費補助金の紹介等）に努めます。

(2) 省エネルギー・省資源に関する取組

- ① 施設における電気・燃料使用量の削減
 - ・長時間使用しない照明・空調・OA機器等の電源を切ることで節電に心掛けます。
 - ・クールビズ・ウォームビズを推奨し、冷暖房の使用は町民へのサービスや健康被害を招かない範囲で実施します。
- ② 公用車における燃料使用量の削減
 - ・現場確認、各種検査、庁内会議などのオンライン化を推進し、公用車の使用を減らします。
 - ・短距離の移動は徒歩や自転車の利用を、長距離の移動は公共交通機関の利用を推奨します。

- ③ 事務執行における紙使用量の削減
 - ・オンライン申請（D X推進）により、印刷物の削減に努めます。
 - ・事務文書や内部資料の電子化・データの共有化を推進し、紙使用量の削減に努めます。
- ④ ゴミの削減と再資源化の推進
 - ・町の施設から排出されるゴミの分別を徹底し、焼却処理量の削減と再資源化を推進します。
 - ・事務用品などの購入を最小限とし、長期間の利用に努めます。
 - ・食品ロスに努め、生ごみの量を削減します。

【基本方針3】 脱炭素に関する最新技術の情報収集と導入の検討

（1） 脱炭素に関する最新技術の情報収集と導入の検討

- ① 情報収集及び調査・研究の推進
 - ・新たな技術や社会情勢などに関する情報を収集する中で、温室効果ガス削減策に関する調査や研究を行います。
- ② 最新技術導入の検討
 - ・施設や設備の改修時期や事務の見直しに合わせて、温室効果ガス削減につながる新技術の導入を検討します。

第4章 計画の進捗管理

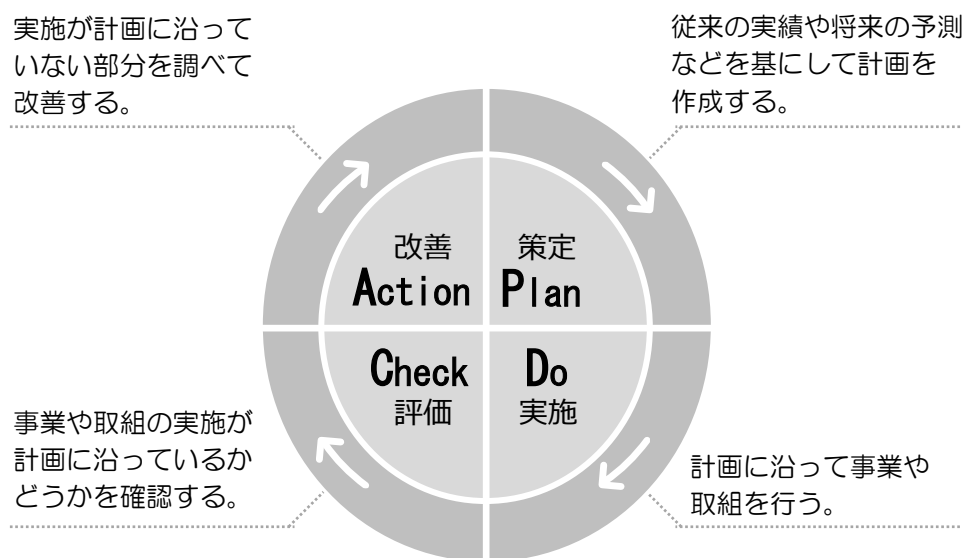
1. 推進体制

関係各課は、計画全体の推進及び進捗状況等を把握し、総合的な進行管理を行います。

また、職員一人ひとりが必要な知識・情報収集・環境意識を持ちゼロカーボンシティの実現を目指します。

2. 点検体制

本計画を着実に実施するため、P D C Aサイクルにより、年度ごとに、各施設のエネルギー消費量等の実績を集計し、前年度比較や施設ごとの分析・評価を行い、次年度以降の継続的な改善につなげます。



3. 進捗状況の公表

点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌「広報もりまち」や森町HP等により公表します。